

令和6年度 税制改正大綱 ～所得税～ その1

令和6年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

＜所得課税＞

1 所得税の定額減税

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

(1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

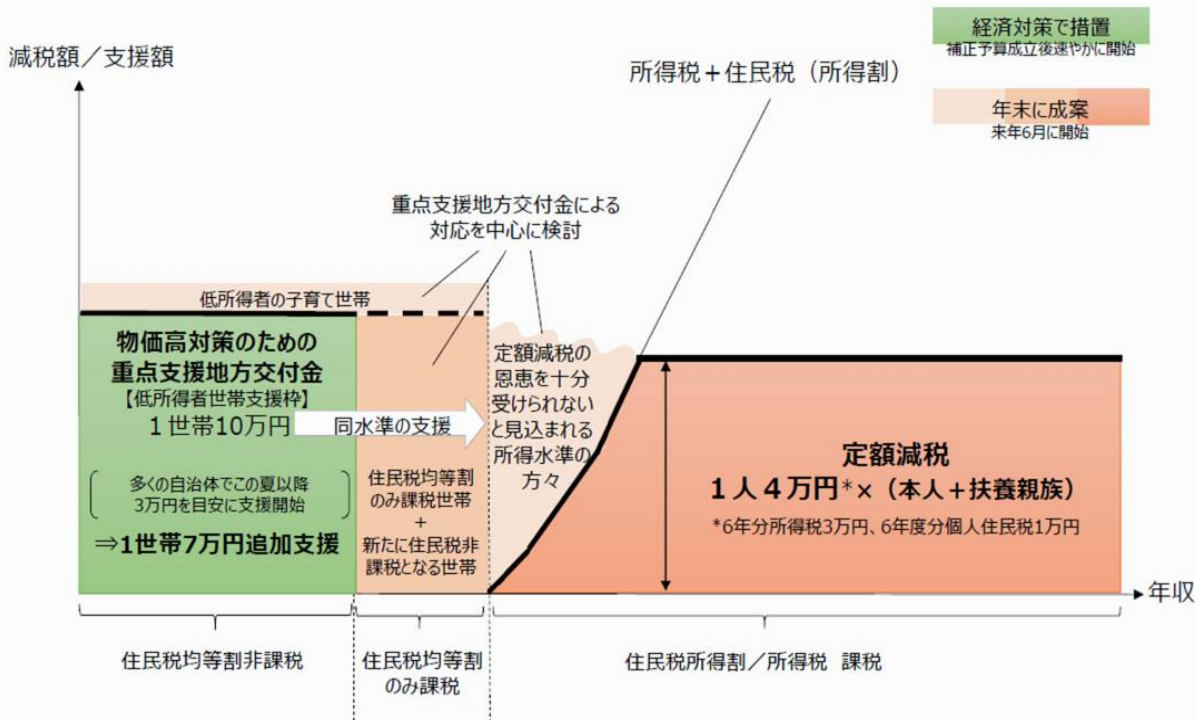
① 本人 3万円

② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る） 1人につき 3万円

自民党税制調査会資料

定額減税及び低所得者支援等（イメージ）

令和5年10月26日
政府与党政策懇談会資料



(3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与所得者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者が支払うものに限る）につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるものを除く）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

(注1) 上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。

(注2) 源泉徴収の際の上記イ及びロによる控除は、現行の源泉徴収をされるべき額から行う。

(注3) 上記イ及びロについて、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。

ハ 上記イ及びロにより控除された後の所得税額をもって、それぞれの給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額とする。

ニ 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

ホ 上記イ及びロによる控除について、給与等の支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置を講ずる。

ヘ 上記イの給与等の支払者は、上記イ又はロによる控除をした場合には、支払明細書に控除した額を記載することとする。

ト 上記イの給与等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

定額減税の考え方（給与所得者の場合）

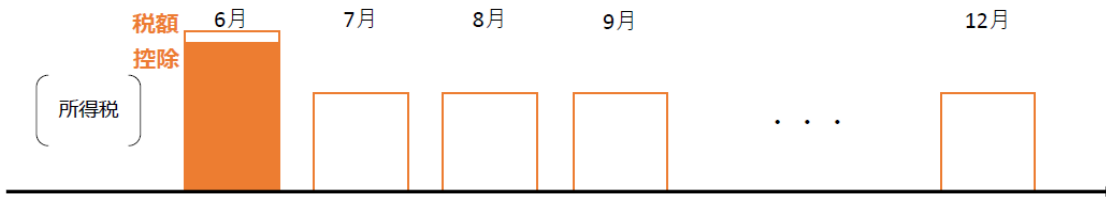
所得税の定額減税の考え方

- ・ 暦年課税であるため、最終的な税額は年間の収入額等が年末に確定した段階ではじめて確定し、年間の減税額も確定する。
- ・ 減税は、納税の機会に納税額から減税する対応となり、最終的には確定申告での対応となるが、それ以前に納税の機会がある場合には、令和6年6月以降、実務上可能な限り早い機会を通じて減税を行う。

< 給与所得者の場合（イメージ） >

給与収入については、源泉徴収義務者の事務負担にも配慮しつつ、6月から減税を実施すべく対応。

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以下の場合（1か月以上）



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整（又は確定申告）で対応

② 公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除

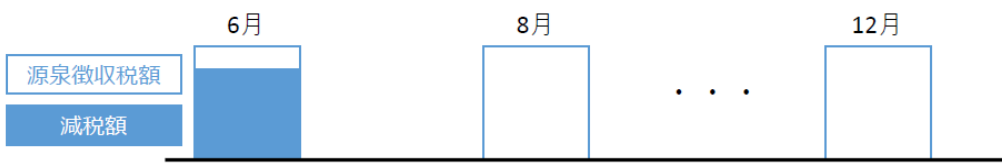
イ 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記①イからハまで（上記①ロ（注3）を除く。）に準じた取扱いとする。

(注) 上記イについて、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。

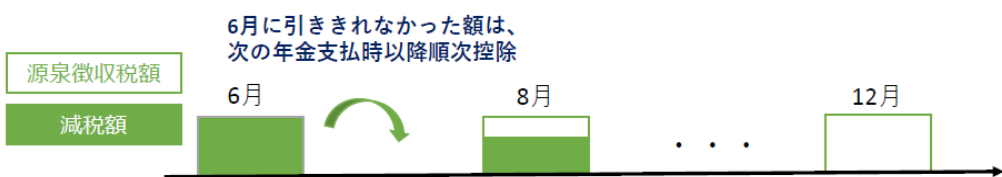
ロ 上記イの公的年金等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

○ 公的年金所得者に係る減税の実施方法のイメージ

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以下の場合（1か月以上）



(注) 日本年金機構等に令和5年に提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき、扶養親族等分も加味した額を、6月以降に支払われる公的年金の源泉徴収税額から控除。提出後に扶養関係の異動等があった場合、確定申告にて対応。

③ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除する。

(注) 予定納税に係る上記イ及びロによる控除は、現行の納付すべき額から行う。

ハ 予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。

ニ 上記ハの措置に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とする。

ホ 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため財務省・国税庁は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。

自民党税制調査会資料

減税の実施方法（不動産所得・事業所得者等の場合）（案）

- ・ 原則として確定申告の機会に減税を行う。
- ・ ただし、予定納税の対象者については、予定納税の機会を通じて減税を実施する。

○ 不動産所得・事業所得者等に係る減税の実施方法

- ・ 原則として**確定申告の機会に減税**を行う。
- ・ そのうえで、**予定納税の対象者**については、第1回予定納税の際に以下の通り対応する。
 - ・ 予定納税額の通知（6月）の際に、**本人分の減税額（3万円）を控除**した額を通知する。
 - ・ 簡易な手続きによる「減額申請」により、**扶養親族分については通知税額からの控除を可能にする。**
 - ・ **減額申請の期限（7月15日）を7月31日に、納付期限（7月31日）を9月30日に延期する。**
- ・ 第1回予定納税で控除しきれなかった減税額は、第2回予定納税（11月）の予定納税額から控除し、第2回予定納税に控除しきれなかった減税額は、確定申告において減税する。

(参考) 予定納税制度

前年分の所得金額（事業所得、不動産所得等）や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ（7月、11月）納付するという制度。予定納税による納税額は、税務署が前年の所得金額等を基に計算し、通知（6月）する。

2 個人住民税の定額減税

- 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

- (1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合

計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき1万円

(注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

(3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与と所得に係る特別徴収の場合

イ 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。

ロ 地方公共団体は、令和6年度分の給与と所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。

ハ 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

② 普通徴収の場合

イ 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。

ハ 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

イ 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。

ハ 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

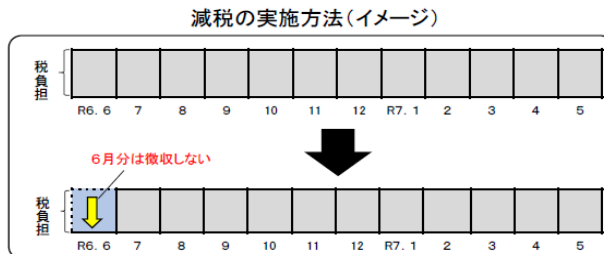
ニ 特別徴収義務者は、令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

自民党税制調査会資料

減税の実施方法(案)

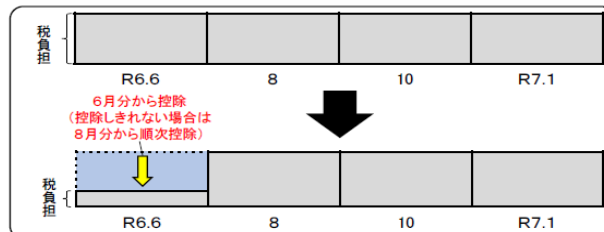
給与と所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】



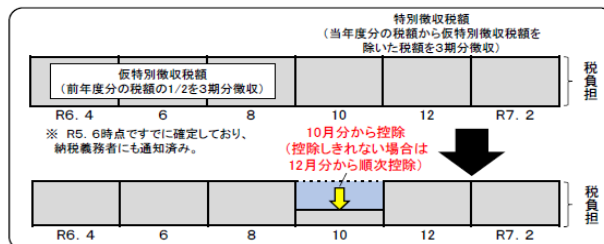
普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】



公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



※年度の途中で徴収方法が変更される者については、地方団体及び特別徴収義務者の事務負担等を考慮しつつ、適切に減税が実施されるよう所要の措置を講ずる。

- (4) 道府県民税及び市町村民税における特別控除の額は以下のとおりとする。
- ① 道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に、その者の道府県民税所得割の額をその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額とする。
- (注) 上記の「道府県民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の道府県民税所得割の額をいい、上記の「市町村民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の市町村民税所得割の額をいう。
- ② 市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とする。
- (5) 特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとする。
- (6) 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。
- ① 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額
 - ② 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額
- (7) 特別控除による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- (8) その他所要の措置を講ずる。
- (注) 今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため、総務省は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、地方公共団体や特別徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、関係省庁ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。

自民党税制調査会資料

個人住民税所得割の額を用いている他の仕組み(案)

- 令和6年度分の個人住民税におけるふるさと納税の控除上限額(特例分)については、令和5年中に既に寄附を行った者に不利益が生じないように、定額減税「前」の所得割額の20%とする。
- 令和7年度分の個人住民税について公的年金等からの特別徴収が円滑に実施されるよう、令和7年度分の仮特別徴収税額の算定に用いる令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る所得割の額については、定額減税「前」の所得割の額の1/2とする。

制度名	内容	対応(案)
ふるさと納税の控除上限額(特例分)	所得割の額の20%	定額減税「前」の所得割の額とする。
公的年金等に係る仮特別徴収税額の算定に用いる所得割の額	前年の公的年金等に係る所得に係る所得割の額の1/2	同上

- 所得割の額は、個人住民税制だけでなく他の制度でも活用されており、今般の定額減税にあたり、制度所管省庁において適切な対応を検討するよう周知。